

## でんさいネットでは、お客様が保有する「でんさい」の 残高を証明する「残高証明書」の発行が可能です

- でんさいの「残高証明書」は、基準日時点で、お客様が債権者・債務者・電子記録保証人・特別求償権者・求償権者として記録されている「でんさい」の件数・金額等を証する書面を利用契約単位で発行します。
- お客様が指定した宛先（監査法人等、お客様以外の宛先も指定可能）へ、でんさいネットから直接送付いたします。
- 手形の場合であれば、振出分（債務）については手形帳の控えを集計し、受取分（債権）については取立手形の残高証明書を取得しなければなりませんでしたが、「でんさい」の場合は、残高証明書のみで債権・債務等の残高を確認することが可能となります。
- 残高証明書の発行方法には、「定例発行方式」と「都度発行方式」がございますが、**利便性の高い「定例発行方式」のご利用を推奨しています。**
- 定例発行方式と都度発行方式の主な相違点

	【定例発行方式】	【都度発行方式】
発行方法	・お客様が指定した基準日に定例的に発行することが可能です	・お客様が指定した基準日のみ発行します
請求方法	・定例的な発行を請求いただければ、 <u>次回以降の請求は不要です</u>	・ <u>残高証明書を必要とする都度、発行を請求する必要があります</u>
発送期間	・ <u>基準日から 15 銀行営業日以内</u> に、でんさいネットから簡易書留にて発送します	・お客様から当金庫窓口にて請求受付後、でんさいネットに請求を行い、 <u>でんさいネットが請求を受け付けた日から 15 銀行営業日以内</u> に、でんさいネットから簡易書留にて発送します
発行手数料	・ <b>1,620 円</b>	・ <b>3,780 円</b>
発行基準日	・ <u>請求日以降の日付（未来日付）のみ</u> 指定可能です	・ <u>請求日以前の日付（過去日付）のみ</u> 指定可能です

- 残高証明書のサンプルおよび定例発行方式と都度発行方式の具体的な相違点等、残高証明書の詳細については、でんさいネットのホームページ(<https://www.densai.net/>)をご覧ください。